

下水道管路施設保全立会業務他委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

下水道管路施設保全立会業務他委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

下水道管路施設への影響が懸念される他企業（大阪ガス㈱・関西電力㈱・西日本電信電話㈱・本市水道局及び建設局建設事務所等）の工事（以下、「他工事」という。）の実施にあたり、下水道管路施設の機能及び構造を保全することを目的とする。

本業務は、他工事の実施に伴い本市に提出される施工通知書のうち、本市において立会が必要と指定したものについて、施工前および必要に応じ施工中に現地において他企業および施工業者、若しくは他企業から立会の委任を受けている施工業者（以下、他企業等と言う。）の担当者と立会及び指示事項の確認等を行うものである。受託者では判断できない事案等への本市の支援や、施工中の現地確認については地区割を定め本市と受託者とで分担する体制を想定しており、公民互いの強みを生かし連携する事で下水道管路施設の確実な保全を期するものである。

本公募では、業務の確実な履行を左右する、円滑な公民連携のための情報共有・伝達方法等について、最新の技術を踏まえた民間企業からの提案を期待するものである。

また、水洗化期限到来家屋の調査（水洗化促進調査）及び工事用水栓の下水道接続状況の確認（工事用水栓調査）の2業務を、管路施設保全立会業務とあわせ委託する事で、効率的な業務実施を期待するものである。

(2) 委託項目

①下水道管路施設保全立会業務

ア. 業務概要

本業務は、他工事に伴い本市へ提出される施工通知書のうち、本市が指定したものについて、他企業等と日程調整のうえ現地で立会を行い、下水道管路の保全に必要な事項を他企業等に伝達するものである。

（参考資料：別紙1 下水道管路施設保全立会業務 業務フロー）

イ. 業務の流れ

(ア) 施工前立会日程の調整

施工前立会を必要とする他工事について、本市が施工通知回答資料（データファイル）を電子メールで送付することにより指示する。

この指示を受けて、他企業等の担当者と日程調整のうえ、現地における立会日程を決定する。あわせて、受付台帳（データファイル）に必要な事項を入力する。

(イ) 事前調査及び施工前立会

- a 施工通知の内容により、他工事の範囲及び工事内容の把握を行う。
- b 他工事の施工範囲と近接する管路施設（汚水・雨水・再生水管渠等）について、次の作業を行う。

・施工前立会（以下「現地立会」という。）においては、施工通知回答に添付された下水道台帳図と現地でマンホールを開けて確認した情報をもとに、管路施設の埋設位置・深さを路面に標示（ペンキ等によるマー

キング) する。

- ・他企業等と現地立会を行い、必要に応じて下記の【注意事項】を他企業等に説明する。
- ・説明について、他企業等の了解が得られれば、立会確認書を3部作成し、押印もしくはサインのうえ1部を他企業に1部を施工業者に交付する。残り1部は控えとして保存する。
- ・管路施設との必要な間隔が確保できないなど、注意事項について他企業等の了解が得られなかった場合も、立会確認書にその旨および対応方法を本市と協議する必要性等について記入して他企業等に交付する。
- ・現地が台帳図と大幅に異なっており他企業等と再協議が必要な場合等、下水道管理者としての判断が必要なケースについては本市担当課へ連絡し、指示を仰ぐ。
- ・後述の(ウ)に記載する施工中の現地確認を実施する対象工事については掘削工事の予定時期を他企業等から聞き取り、立会確認書に記入する。

【注意事項】

- ★明示した施設位置は目安であり、実際の施設位置を示すものではないため、必要があれば手掘り試掘により確認する。
- ★管路施設付近の掘削及び埋め戻しは、必ず人力施工による。
- ★特に汚水取付管は、現地の柵位置と下水道台帳を参考のうえ、損傷させないように注意する。
- ★管路施設外面と他企業構造物との間隔は、30cm以上確保する。
- ★管路施設付近の埋め戻しは良質土砂を使用し、構造物に影響を与えないように慎重に施工する。
- ★管路施設の上・下越し施工及び露出区間が長い場合(管路施設に影響が及ぶ場合)は、本市に連絡する。
- ★雨水取付管(合流管を除く)は道路施設であるため、道路管理者と協議する。

- c 現地立会時には、下記の安全対策を施すよう徹底するものとする。
- ・マンホール蓋の開閉にあたっては転落に注意するとともに、道路上では歩行者及び車両の通行に細心の注意を払い、マンホール蓋を開放したまま調査場所を離れない。
 - ・現場への移動時に車両(自動車、バイク、自転車)を使用する場合は、道路交通法を順守し、事故を起こさないよう注意を払うこと。
 - ・車両を作業現場に駐車できない場合は有料駐車場を利用し、路上駐車しないこと。
 - ・路上でのマンホール蓋の開閉及び路面標示時の際は、安全確保のため複数人で作業すること。
 - ・事前調査及び立会に際しては、受託者の責任において十分な安全対策(交通対策及び酸素欠乏症等対策)を講じること。
 - ・現地立会において、応急措置を必要とする状況(蓋の異常、管渠の閉塞、人孔の破損、道路陥没等)を確認した場合、ただちに本市に報告すること。
 - ・業務に従事する者を対象に4半期に1回安全に関する講習会を行うこと。
 - ・マンホール蓋を閉める際は、浮きが無いように安定する位置までしっかりと閉めること。
- d 年間の立会件数は、2,250件程度を想定している。(令和4・5年度実績)

より想定)

(参考) 施工前立会件数の実績

行政区	東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	北	垂水	西	合計
R4 年度	270	208	260	197	187	208	203	280	158	1,971
R5 年度	363	226	371	230	202	268	266	366	239	2,531
R6 年度※	124	72	120	83	45	75	95	150	90	(参考)
平均(R4・5)										2,251

※R6 年度資料は 4～7 月までの 4 ヶ月の件数

(ウ) 施工中現地確認

- a 施工前立会において施工中現地確認が必要と受託者が判断した工事および本市が指示する工事について、他企業等に工事状況を確認したうえ、現地確認を行う。

【施工中確認要否の判断基準】

- ・管路施設との間隔が 30cm を確保できない可能性のある場合
 - ・管路施設が施工前立会に確認できず、掘削にて確認したい場合
 - ・管路施設と並行して長距離の掘削を行う場合
 - ・管路施設との横断施工箇所が数か所有りかつ下水管損傷の可能性のある場合
 - ・特殊工法を用いて施工する場合
 - ・施工業者等より立会を求められた場合
- b 下水道管路施設が施工前立会時に想定した埋設状況となっているか他工事埋設管との離隔を確保できるか等を確認する。
- c 下水道管路施設付近を重機掘削しているような状況があれば、立会確認書記載の通り人力掘削するよう依頼するとともに、他企業等の担当者に連絡する。
- d 管路施設保全のために必要な処置について、他企業等に伝達を行った場合は協議書を取り交わす。
- e 下水道管路施設が想定外の経路で埋設されていた場合等、管理者としての判断が必要な場合は、本市担当課へ連絡し必要な指示を仰ぐ。
- f 現地確認した内容に基づき現地確認報告書を作成する。
- g 年間の立会件数は、460 件程度を想定している。(令和 4・5 年度実績より想定)なお、施工中の現地確認については、これ以外にも本市の職員の立会によるものがある。

(参考) 施工中現地確認件数の実績

行政区	東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	北	垂水	西	合計
R4 年度	2	5	7	1	7	102	109	127	26	386
R5 年度	0	0	0	0	0	113	190	171	59	533
R6 年度※	0	0	0	0	0	22	62	65	10	(参考)
平均(R4・5)										459

※R6 年度資料は 4～7 月までの 4 ヶ月の件数

ウ. 実施体制

- (ア) 前記「(イ) 事前調査及び施工前立会」及び「(ウ) 施工中現地確認」の業務実施にあたり、立会要請に対し他企業等との効率的な立会についての日程調整を実施し、他企業等の工程に影響を及ぼさないよう立会を実施する事。
- (イ) 後記(10) 履行場所で記載のとおり契約期間中に施工中現地確認の履行場所(西区、北区、垂水区、須磨区の一部)を追加変更する場合がある。その場合は、他企業等の工程に影響を及ぼさない体制を再構築すること。

エ. 立会確認書と現地確認報告書の作成および報告

立会が完了した事案について、立会の実施後速やかに、立会確認書と現地確認報告書を作成し、翌日までに本市に写しを送付する。あわせて、受付台帳の必要事項を入力するものとする。

オ. 実績報告書の作成

毎月、実績報告書を作成し、翌月 10 日まで(3 月分は 3 月 31 日まで)に受付台帳とともに本市に提出するものとする。

カ. 本業務における引き継ぎ事項

業務期間満了により委託期間が終了する場合、本業務の次期契約の受託者(以下、「次の受託者」という。)が円滑に業務を遂行できるように、必要な引き継ぎを行うこと。引継ぎ事項はマニュアルとして整理し、事前に本市に提出するものとする。

なお、マニュアルには、施工前立会、施工中現地確認、水洗化促進調査業務及び工事用水栓調査業務の流れ、業務実施方法、業務報告書のまとめ方、安全対策上考慮すべき事項及び作成した各種システムの操作方法について記述すること。上記の引き継ぎ事項について、本市が指示するまでの期間(概ね 1~2 か月)に、次の受託者に対して業務の引継ぎを行うこと。

②水洗化促進調査業務

ア. 業務概要

本業務は、本市が指定する未水洗家屋について、現地で調査を行う業務である。

イ. 業務の流れ

- (ア) 年度当初に本市より送付する未水洗家屋台帳を受託事業者に送付。
- (イ) 家屋の建替等、状況の変化がないかを現地で確認する。本市の指示に応じて水洗化のお願いのビラを面談のうえ手渡す。なお、不在の場合は再訪問する。再訪問時に不在の場合は、ビラをポストイングする。

ウ. 現地調査後は調査結果報告書を作成し、本市に提出するものとする。

エ. 毎月、実績報告書を作成して、翌月 10 日まで(3 月分は 3 月 31 日まで)に本市に提出するものとする。

オ. 年間の調査数は、80 件を想定している。

③工事用水栓調査業務

ア. 業務概要

本業務は、本市が指定する工事用水栓（工事期間 6 ヶ月以上）の調査箇所について、現地において下水道への接続状況を確認する業務である。

イ. 業務の流れ

(ア) 本市水道局への水道開栓申請のうち、工事期間 6 か月以上の工事用水栓でかつ公共下水道へは接続しないとしている開栓情報について本市より随時メールで情報提供する。

(イ) 工事用水栓を申請している工事現場において、下水道への接続がないか現地確認を行う。また、接続する時には、本市への届出が必要な旨を説明する。

(ウ) 下水道への接続を確認した場合、本市担当者へ連絡する。

ウ. 現地調査後は調査結果報告書を作成し、本市に提出するものとする。

エ. 毎月、実績報告書を作成して、翌月 10 日まで（3 月分は 3 月 31 日まで）に本市に提出するものとする。

オ. 年間の調査数は、190 回を想定している。

(3) 留意事項

本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点をもって本市に返却し、業務以外には使用しないこと。ただし、本市の承認を得た場合は除くものとする。

(4) 業務責任者

① 本業務のための業務責任者を置くものとする。

② 業務責任者は下水道法施行令（昭和 34 年 4 月政令第 147 号）第 15 条第 1 項から第 7 項に掲げる排水施設に係る監督管理等を行わせる場合の下水道等に関する技術上の実務に従事した期間の経験を有する者、または同条第 8 項に掲げる技術士（選択科目として「下水道」を選択し、「上下水道部門」に合格した者）、または総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般及び下水道」とする者に限る）、または R C C M（下水道部門）の資格を有する者であること。

③ 業務責任者は、業務マネジャー及び立会業務に従事するもの（以下、業務担当者という）の指揮監督を行うとともに、委託業務の履行の管理及び市との連絡等に当たることとする。

(5) 業務マネジャー

業務マネジャーは業務責任者と兼務できないものとする。業務マネジャーの主たる業務は、本市、業務責任者、及び業務担当者と密接に連絡調整を行い、日々の立会業務を円滑かつ積極的に遂行するために業務をマネジメントするものとする。

(6) 身分証の携帯

① 本業務の実施に際し、本市から別途提供する身分証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

② 現地調査において他人の土地に立ち入る場合は、その居住者の承諾を得なければならない。

(7) 関係仕様書及び準拠すべき図書

- ①「神戸市土木請負工事必携」
- ②「地下埋設物の事故防止対策決定事項」(神戸市道路掘削工事連絡協議会、昭和 58 年 3 月 22 日)
- ③「カンロマン」(神戸市建設局下水道部) 第 7 章 他工事に対する保全業務
- ④マンホール開閉マニュアル
- ⑤下水道設計標準図

下記 URL を参照

<https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/annaitsuchi/gesuido/shiyosho/doc.html>

以上①~④の図書のうち、主要なページについて参考資料として別紙に添付する。

(8) 契約上限額

金 191,532,000 円 (消費税相当額を含む)

なお、令和 7 年度 (令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月)、令和 8 年度 (令和 8 年 4 月~令和 9 年 3 月)、令和 9 年度 (令和 9 年 4 月~令和 10 年 3 月) の各年度の上限額は 63,844,000 円 (消費税相当額を含む) とする。

(9) 委託業務の履行に係る期間

令和 7 年 4 月 1 日~令和 10 年 3 月 31 日

(10) 履行場所

神戸市内 (別添「事業概要図」を参照)。なお、契約期間中に施工中現地確認履行場所を追加変更する場合がある。

(11) 契約後の変更

立会及び調査の総件数が、想定件数より増減した場合であっても、原則として変更契約は行わない。ただし、年間の想定件数より 20%以上増減する見込みがある場合及び契約期間中に施工中現地確認履行場所を変更した場合は、変更契約ができるよう事前に変更について協議できるものとする。

(12) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(13) 本市から提供する資料、貸与品等

本業務の実施にあたり必要となる公共下水道台帳は、本市がインターネットに公開しているものを使用するものとする。

そのほか、本業務の実施にあたり必要な本市所有の関係資料は、協議のうえ所定の手続きを経て貸与する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、実施要領及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの半年ごとに、受託者の請求に基づき分割して支払うものとする。半年ごとの支払金額は均等割りとするが、均等に割り切れない場合の半年ごとの支払金額は、契約時に本市が定める。契約変更した場合は、変更契約時に半年ごとの支払金額を本市が定める。

(3) 契約書案

別紙（委託契約書頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

本委託に関する予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格，必要な資格・許認可等

(1) 応募者の構成等

本業務に応募する者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- ① 応募者は単体企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。（ただし、神戸市共同企業体取扱要綱で定める共同企業体を指すわけではない。）
- ② 企業グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募者を代表し、本市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。
- ③ 企業グループの構成員は、他の企業グループの構成員、または単独企業として、重複参加できない。
- ④ 業務を複数の企業が担う場合は、すべての企業を構成員に含めなければならない。

(2) 応募資格

応募者（企業グループの場合、構成員のすべて）は、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- ② 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること
- ③ 神戸市内に本店を有すること
- ④ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ⑤ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- ⑦ 上記2（4）②に記載する資格を有する者を雇用していること

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公募受付開始 | 令和6年10月25日（金） |
| (2) 質問受付・参加表明締切 | 令和6年11月12日（火） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年11月26日（火）（予定） |
| (4) 見積書・企画提案書の提出期限 | 令和6年12月10日（火） |

- | | |
|-------------|---------------|
| (5) 選定委員会開催 | 令和6年12月下旬(予定) |
| (6) 選定結果通知 | 令和6年12月下旬(予定) |
| (7) 契約締結 | 令和7年4月1日(予定) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ① 受付期間 令和6年10月25日(金)から令和6年11月12日(火)午後5時まで
- ② 提出方法 「質問票(様式4)」に記載し、建設局下水道部経営管理課まで電子メールにより提出すること。
- ③ 回答は質問者に対して回答するとともに、ホームページでも公表する。

(2) 参加表明書の受付

- ① 受付期間 令和6年10月25日(金)から令和6年11月12日(火)午後5時まで
- ② 提出方法 「参加表明書(様式6)」に記載し、建設局下水道部経営管理課まで電子メールにより提出すること。

(3) 見積書・企画提案書等の提出

- ① 見積書(様式1)を提出する。
- ② 企画提案書は、A4版横書きとする。
- ③ 企画提案書の表紙(様式2-1)を以下の書類とともに提出する。
- ④ 企業グループの場合は、グループ構成表(様式2-2)をあわせて提出する。
- ⑤ 企画提案書として、次の書類を提出すること。
 - ア 様式3-1 立会の体制 ※提案評価の対象としない
 - イ 様式3-2 提案内容1-(2)
 - ウ 様式3-3 提案内容2-(1)・(2)・3
 - エ 様式3-4 提案内容4
 - オ 様式3-5 提案内容5
 - カ 様式3-6 提案内容6
 - キ 様式3-7 提案内容7
- ⑥ 上記2(4)②に記載する資格を有する者について、資格を有することを証明する書類の写しを提出すること。
 - ⑦ 受付期間 令和6年10月25日(金)午前9時から令和6年12月10日(火)午後5時まで。持参または郵送(必着)により提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(土曜日・日曜日・祝日)を除く午前9時~正午、午後1時~午後5時。
- ⑧ 提出部数 紙媒体で見積書1部、企画提案書9部、上記⑥に記載する書類1部を提出すること。あわせて、各資料の電子データ(PDF形式)を建設局下水道部経営管理課まで電子メールにより提出すること。
- ⑨ 提出場所 建設局下水道部経営管理課
- ⑩ 提出書類のうち様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4、様式3-5、様式3-6、様式3-7には、社名やロゴマークなど、提出者が特定できるような記載は行わないこと。なお、応募書類は返却しない。
- ⑪ 提出された企画提案書の内容は、原則として契約締結の際に契約内容として盛り込むこととする。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

提案項目	評価基準	点数
ア 立会の体制		
提案内容 1 - (2) 立会実施における具体的な体制について		
	立会を要する案件すべてを確実に実施するための班数や地区割等の体制が合理的であり充実しているか。 (グループ応募の場合、各企業の役割や担当する内容がわかるか。)	25 点
	円滑に業務を進めるための業務責任者と業務マネジャーとの具体的な役割分担及び具体的な業務内容についての提案。	
	立会件数が一時的に増加した場合の対応(体制の変更等)が可能か。	
イ 立会実施に伴う安全確保・研修		
提案内容 2 - (1) 立会現場への移動時及び立会時における安全対策		
	実施要領 2(2)①イ.(イ)c に示す以外の安全対策についての提案。	5 点
提案内容 2 - (2) 安全に関する研修		
	実施要領 2(2)①イ.(イ)c に示す以外の安全に関する研修についての提案。	5 点
ウ 個人情報の保護の対策		
提案内容 3 個人情報の保護の対策		
	施工通知や受付台帳の取扱いに関して、個人情報の保護のための対策が効果的であるか。(セキュリティポリシー等を定めていれば、示してください)	5 点
エ 確実な業務履行のための工夫		
提案内容 4 業務担当者が工事立会時の確認事項について必要な事項の伝達漏れがないようにするための提案		
	業務を執行する上で業務担当者毎に差が生じないような具体的な提案(チェックリスト、マニュアルの整備等)がなされているか。	5 点
提案内容 5 他工事との立会予約状況や他工事の掘削工事時期等の工事情報を本市と共有する方法および他企業等と立会予約を確実に実施する方法の提案		
	本市より日々送付する施工通知回答情報を適宜入力でき、かつ外出先からの確認や本市が必要な時に業務状況を確認する事が誰でも簡単にできるか。 受託者および本市が施工中確認を行う工事について、現地確認時期が誰でも簡単に把握できる提案となっているか。	10 点
提案内容 6 下水道管理者としての判断が必要な事態における本市担当者との連絡方法の工夫		
	本市担当者が現地状況を的確に把握できるものであるか。 本市が検討する対応策が迅速に決まり、他工事の工事工程への影響を軽減できる工夫であるか。	10 点
オ その他効果的な管路保全に関する提案		

提案内容 7 保全立会業務の効率性を高める取り組み(新技術・DX)や、下水道管路施設全般の維持管理に寄与する提案(ウェアラブルカメラによる遠隔立会、タブレットによる報告書作成によるペーパーレス化等)	15 点
カ 事業費用の評価(見積書)	
最低見積額を 20 点としたうえで、最低見積額以上の見積額は、価格点(20 点) × (最低見積額 ÷ 見積額) で点数を算出。(小数第 2 位以下切り捨て)	20 点

(※ア～カは「提案内容に対する評価」)

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、下水道管路施設保全立会業務他委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 企画審査会(ヒアリング)
 - (ア) 開催日時 企画提案書の提出締切後、事務局にて提出書類の記載事項について書類審査を行い、参加資格決定通知とあわせて企画審査会の開催案内(時間割)を応募者に連絡する。(企画審査会は令和 6 年 12 月下旬を予定。)
 - (イ) 会場 企画審査会の開催案内にて連絡する。
 - (ウ) 内容・方法 企画審査会では、提案内容についての説明と質疑応答を行う。
- エ 審査の結果、評価点の合計点が最も高い応募者を、委託予定事業者として選定する。なお、評価点の合計点が最も高い応募者が複数いる場合は、「提案内容に対する評価」の合計点が最も高い方を選定し、それでも選定できない場合は抽選により選定する。
- オ 評価点の合計点が 40 点に満たない場合は、不合格とする。
- カ 提案者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは有効に成立するものとする。
- キ 企画提案書を提出後、企画審査会(ヒアリング)への参加を辞退する場合は、企画審査会(ヒアリング)参加辞退届(様式 5)を提出すること。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 契約候補者の選定結果の通知及び公表

契約候補者の選定結果は決定後速やかに、全ての提案者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
神戸市建設局下水道部経営管理課
電話番号078-806-8036 FAX078-806-8921
電子メールアドレス gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp